

平成30年度第7回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 平成30年10月10日(水) 午後1時30分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員 農業委員

| | | | | | | | |
|---------|-----|----|-----|-----|----|----|--|
| 会長 | 12番 | 横山 | 和男 | | | | |
| 会長職務代理者 | 13番 | 小林 | 孝 | 14番 | 西村 | 辰寿 | |
| 委員 | 1番 | 山根 | 祐一 | 2番 | 西田 | 悦子 | |
| | 3番 | 山崎 | 幸臣 | 4番 | 田中 | 豊秋 | |
| | 5番 | 綾木 | 晴子 | 6番 | 丸山 | 武 | |
| | 7番 | 河村 | 久雄 | 8番 | 田中 | 正則 | |
| | 9番 | 木原 | さち子 | 10番 | 谷尾 | 友枝 | |
| | 11番 | 宮本 | 彰太郎 | | | | |

農地利用最適化推進委員

| | | | | |
|----|----|----|----|----|
| 委員 | 安部 | 寛 | 野田 | 稔 |
| | 荻原 | 晴雄 | 栄田 | 正温 |
| | 井上 | 善雅 | 谷本 | 昭 |
| | 永江 | 守弘 | 山本 | 知司 |
| | 上月 | 清 | 前田 | 智 |
| | 竹内 | 俊雄 | 保田 | 公範 |
| | 松田 | 純一 | 藤田 | 克昭 |

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

- | | | | | | | | |
|----|------------|-------------------------------|----|---|-----|----|----|
| 第1 | 議事録署名委員の指名 | 13番 | 小林 | 孝 | 14番 | 西村 | 辰寿 |
| 第2 | 報告事項1 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について | | | | | |
| | 2 | 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について | | | | | |
| 第3 | 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請審議について | | | | | |
| 第4 | 議案第2号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について | | | | | |
| 第5 | 議案第3号 | 非農地証明について | | | | | |
| 第6 | 議案第4号 | 農用地利用集積計画案の決定について | | | | | |
| 第7 | 議案第5号 | 農用地利用配分計画案について | | | | | |
| 第8 | その他 | | | | | | |

農業委員会事務局職員

事務局長 小林 春美 係長 蓮佛 知香

6. 会議の概要

| | |
|--------|---|
| 局長 | <p>丸山委員は所用により遅れられるとの連絡がありました。本日の欠席はありません。</p> <p>現在、農業委員 13 名出席です。定足数に達していますので平成 30 年度第 7 回八頭町農業委員会を始めます。</p> <p>また、本日は鳥取県農業会議から、森井参与、鳥取県農業農村担い手育成機構から漆原参与が傍聴に来られています。</p> |
| 議長（会長） | <p>（あいさつ）</p> <p>日程第 1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、13 番 小林 孝委員、14 番 西村 辰寿委員にお願いします。</p> <p>次に日程第 2、報告事項ですが、委員さん方で報告がありましたらお受けしたいと思えます。</p> |
| 西田委員 | <p>農業委員会女性協議会総会に出席しましたので報告します。</p> <p>9 月 27 日に鳥取県農業委員会女性協議会総会が開催され、女性農業委員 3 名で出席しました。家族協定の制度説明等があり、有意義な会でした。</p> |
| 議長（会長） | <p>ありがとうございます。その他ありませんか。</p> |
| 委員一同 | <p>（報告なし）</p> |
| 議長（会長） | <p>無いようでしたら事務局は報告をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>報告を 2 件させていただきます。資料をご覧ください。</p> <p>報告 1 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について。</p> <p>相続についての届出です。今月は 7 件です。記載事項がもれなく記載されており、内容も問題ありませんでしたので受理しました。</p> <p>報告 2 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について。1 件の該当事業がありました。県との協議が出来ており、八頭県土整備事務所担当課長の証明がありましたので、問題なしということで受理しました。</p> |
| 議長（会長） | <p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p> |
| 委員一同 | <p>（質疑なし）</p> |
| 議長（会長） | <p>続きまして、日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許</p> |

可申請につきまして審議を行います。

受付番号 11-1、12-2 は関係する案件ですので、2 件を併せて事務局は説明をお願いします。

事務局

受付番号 11-1、12-2 について説明をします。

土地の所在地 土師百井地内 1 筆 台帳地目 田 現況地目 田
面積 1,381 m²

自作地相互交換による所有権移転です。

受付番号 12-2 土地の所在地 石田百井地内 1 筆 台帳地目 田
現況地目 田 面積 1,700 m²

自作地相互交換による所有権移転です。

理由につきましては、それぞれ交換される農地の隣接地を所有されており、交換された方が作業効率が良いということで、今回、両者所有の農地を交換されるということで話がまとまったものです。

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、農機具は双方トラクター、田植機等保有されていますし、農作業従事者数、通作についても問題ないと考えます。保有している農地を全て耕作されていますし、今回取得する農地についても効率的に利用して耕作を行うものと認められます。

農地法第3条第2項第4号 農作業従事要件ですが、申請書に記載された本人も含めた世帯員の農作業従事日数及び本人から聴取を行った結果、取得後も農作業に従事すると認められます。

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積 40 アールであり、取得後の申請人の耕作面積は、申請書及び農地基本台帳で確認した結果、それぞれ 285 アールと 100 アールとなり問題ありません。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地では、水稻を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。

議長（会長）

この件につきましては、3 番 山寄 幸臣委員に事前調査をお願いしますので報告をお願いします。

山寄委員

報告させていただきます。9 月 29 日に双方に電話確認をしました。双方の一団となっている所有地の隣に、双方のわずかな農地があるとのこと。それを集約化して作業効率を高めたいとのこと。双方ともきちんと耕作されていますので問題ないと考えます。

議長（会長）

この件につきまして、質問意見はありませんか。

| | |
|---------|---|
| 委員一同 | (質疑なし) |
| 議長 (会長) | 意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。 |
| 委員一同 | (異議なし) |
| 議長 (会長) | 異議なしということで申請どおり決定します。 続きまして受付番号 13-3 について事務局は説明をお願いします。 |
| 事務局 | 受付番号 13-3 について説明をします。 土地の所在地 見槻地内1筆 台帳地目 畑 現況地目 畑 面積 581 m ² 売買による所有権移転です。 理由につきましては、譲受人の経営規模拡大ということで話がまとまったものです。 農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、農機具はトラクター、田植機等保有されていますし、農作業従事者数、通作についても問題ないと考えます。保有している農地を全て耕作されていますし、今回取得する農地についても効率的に利用して耕作を行うものと認められます。 農地法第3条第2項第4号 農作業従事要件ですが、申請書に記載された本人も含めた世帯員の農作業従事日数及び本人から聴取を行った結果、取得後も農作業に従事すると認められます。 次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積 40 アールであり、取得後の申請人の耕作面積は、申請書及び農地基本台帳で確認した結果、51 アールとなり問題ありません。 最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地では、野菜を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。 |
| 議長 (会長) | この件につきましては、14 番西村 辰寿委員に事前調査をお願いしていますので、報告をお願いします。 |
| 西村委員 | 13-3 について調査報告をさせていただきます。10 月 4 日に前田推進員帯同の元、双方に面会し現地調査、ヒアリングを行いました。 譲受人は畑作をされていましたが、耕作が大変ということで3年前から耕作はされていないということです。遊休農地化している土地です。来年、周辺がほ場整備対象区域になっておりますが、ほ場整備さ |

れても耕作はしない意向であり、誰かに譲りたいと考えられていました。

一方、譲受人は対象区域に9畝ほどの農地があります。今回譲り受けられる土地と合わせて1反5畝にし、畑作の経営規模を拡大したいという意向です。両者の思いが一致し、売買の話がまとまったものです。これが成立しましたら、遊休農地の解消にも繋がります。問題はないと考えます。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで申請どおり決定いたします。続きまして受付番号14-4について事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号14-4について説明をします。

土地の所在地 日田地内1筆 台帳地目 畑 現況地目 畑 面積
74 m²、12 m²、合計86 m²

贈与による所有権移転です。

理由につきましては、譲渡人は町外に居住されており耕作が困難なため、隣接地に居住されている譲受人が耕作されるということで話がまとまったものです。

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、農機具はトラクター、田植機等保有されていますし、農作業従事者数、通作についても問題ないと考えます。保有している農地を全て耕作されていますし、今回取得する農地についても効率的に利用して耕作を行うものと認められます。

農地法第3条第2項第4号 農作業従事要件ですが、申請書に記載された本人も含めた世帯員の農作業従事日数及び本人から聴取を行った結果、取得後も農作業に従事すると認められます。

次に、農地法第3条第2項第5号下限面積要件ですが、申請地の下限面積40アールであり、申請人は保有農地4,337 m²の内4,106 m²を集落で組織されている農事組合法人へ貸付けておられ、経営面積は今回取得される農地を合わせて317 m²となっております。

しかし、申請人が組合員であり譲り受ける農地をその農地所有適格法人へ貸し出す条件であれば、下限面積以下でも譲り受けできるということを農業会議に確認しておりますので問題ありません。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地では、野菜を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。

議長（会長） この件につきましては、13番小林 孝委員に事前調査をお願いしていますので、報告をお願いします。

小林委員 報告をいたします。譲渡人は以前、申請地のある集落に住んでいましたが現在は町外に住んでいます。家も譲り渡し土地も他者に譲っています。申請地はほ場整備された時の残地で三角形の土地になります。親が生きておられた時は畑作をされていましたが、亡くなられてからは、譲渡人も町外在住ということもあり耕作されていませんでした。なんとか譲りたいということで話をされまとまったものです。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで申請どおり決定いたします。

以上で議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の審議を終了します。

続きまして、日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につきまして審議を行います。

受付番号7-1について事務局は説明をお願いします。

事務局 最初に議案書の訂正をお願いします。受付番号7-1の農地区分を第3種としていましたが、第2種の間違いですので、訂正をお願いします。申し訳ありませんでした。それでは説明します。

農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について。農地法及び同法施行令の規定により、許可申請書を鳥取県知事へ進達することについて意見を求めるものです。受付番号7-1について説明します。

土地の所在地 坂田地内1筆 台帳地目 畑 現況地目 畑 面積
244 m²。

一般住宅建築を目的とした所有権移転売買です。

場所は、議案書4ページから6ページに図面を付けています。土地利用計画図は7ページに付けています。

理由につきましては、現在、両親と同居しているが手狭になったため子世帯の住居を新築したいとのこととです。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

農地区分は小集団の生産力の低い農地ということで、第2種農地です。許可根拠は代替地なしです。

信用についてですが、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく適当と考えます。資力については金融機関融資証明書により確認しました。

事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。

周辺農地への影響ですが、東側は道路、西側北側は宅地、南側に一部農地があります。擁壁を設けますし、農地所有者の同意は得られています。雨水は既設の道路側溝に排水し、汚水排水は公共下水道に接続します。

日照、通風についてですが、隣地からの距離は1.5mから7mとりますし、建物の高さは約7.5mですので影響はないと考えます。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

議長（会長） この件につきましては、1番山根委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

山根委員 報告いたします。9月30日に双方から聞取りを行いました。申請地は集落内の農地であり、宅地に適した土地と考えます。周辺農地への影響はないと考えます。申請が許可されましたら、来年春の完成を目指したいとのこととです。今回の申請については、十分検討された住宅建築計画であり問題はないと考えます。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

| | |
|--------|--|
| 議長（会長） | 意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。 |
| 委員一同 | （異議なし） |
| 議長（会長） | 異議なしということで申請どおり決定いたします。 続きまして、受付番号 8-2 について事務局は説明をお願いします。 |
| 事務局 | <p>受付番号 8-2 について説明します。</p> <p>土地の所在地 下野地内3筆 台帳地目 畑 現況地目 畑 面積 243 m²、194 m²、416 m² 合計 853 m²</p> <p>進入路と駐車場を目的とした所有権移転売買です。</p> <p>場所は、議案書 4、8、9 ページに図面を付けています。土地利用計画図は 10 ページに付けています。</p> <p>理由につきましては、旧大江小学校を農泊レストランとして利用するに当たり、進入路が狭いため通路の拡張と、従業員等の駐車場が不足するために、乗用車 19 台分の駐車場を設置したいとのことです。</p> <p>本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。</p> <p>農地区分は小集団の生産性の低い農地ということで、第 2 種農地です。許可根拠は代替地なしです。</p> <p>信用についてですが、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく 適当と考えます。資力については金融機関残高証明書により確認しました。</p> <p>事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。</p> <p>周辺農地への影響ですが、178-1、180-1 については東側、西側、南側は道路、北側は宅地です。178-2 についても東側、西側は宅地、北側、南側は道路であり、隣接地に農地はありません。雨水排水は自然流下、汚水排水は発生しません。</p> <p>また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。</p> |
| 議長（会長） | この件につきましては、10 番谷尾委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。 |
| 谷尾委員 | 報告いたします。10 月 3 日に山本推進員と譲受人に面会し現地確認を行いました。譲渡人の一人は町外に居住されており、耕作は 10 年 |

以上されていませんが、草刈管理のみされてきました。もう一人の譲渡人は祖母が生きておられた時は畑作をされていたとのことですが、亡くなられてからは耕作されていません。

現地ですが、隣接している農地はなく農業に及ぼす影響はないと考えます。十分検討された実現性の高い計画です。体育館、防火水槽はこれまで通り利用できるとのこと。適正な転用計画であることを報告させていただきます。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで申請どおり決定いたします。続きまして、受付番号 9-3 について事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号 9-3 について説明します。

土地の所在地 郡家地内 4 筆 台帳地目 681-3 は畑、その他は田
現況地目 681-3 は畑、その他は田 面積 33 m²、1,868 m²、914 m²、
2,292 m² 合計 5,107 m²

20 棟の建売住宅を目的とした所有権移転売買です。

場所は、議案書 4、11、12 ページに図面を付けています。土地利用計画図は 13 ページに付けています。

理由につきましては、郡家駅西側団地の第 3 工区として建売住宅を 20 棟建築したいとのこと。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

農地区分は駅から 300m 以内の農地ということで、第 3 種農地です。許可根拠は原則許可です。

信用についてですが、申請者は昨年、残土置場の違反転用があり、後日、追認許可を得られたということがありました。年内には原状復帰されておりますので適当と考えます。資力については金融機関融資証明書により確認しました。

埋蔵文化財については事前協議済みです。

事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれ

ます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。

周辺農地への影響ですが、東側、北側は田、西側は河川用地、南側は宅地があります。盛土を行い、擁壁を設けます。農地所有者の同意は得られています。雨水は既設の道路側溝に排水し、汚水排水は公共下水道に接続します。

日照、通風についてですが、隣地からの距離は0.5mから2mとりますし、建物の高さは約7mですので影響はないと考えます。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

議長（会長） この件につきましては、私が事前調査をしていますので報告をします。

横山会長 10月6日に譲渡人の一人とは面会、もう一人とは電話で話を聞き、売買契約は間違いないということを確認しました。

譲受人は第2工区工事の時に違反転用があり、顛末書を添付して皆さんにお諮りしました。違反行為があった際に、どうして委員は発見できなかったのかと思われたのですが、実は気が付いており事務局には確認するよう話していました。担当者が現地を確認し、埋蔵文化財の試掘調査の土を置いていたのだという説明でした。しかしそうではありませんでした。関係機関に聞き取りを行なわなかったのが問題でした。埋蔵文化財の試掘の土であるから問題ないと思い、間違いに気づかなかったという経緯がありました。その後、県の担当者が発見し、指摘され気づき、追認案件として申請したという経過でした。

10月4日に譲受人と設計事務所担当者に役場に来ていただき、この案件についてと追認案件について話をさせていただきました。20戸は数が多いので期限内に終了するか心配しているので、努力して期限内に進めてほしいということと、排水についても問題の起こらない経路でしてほしいという要望をしました。

後は事務局の報告のとおりです。第3種農地であり原則許可ということもあります。第2期工事まで終了していて、第3期工期に入ることです。町の人口が増えるような計画であり、発展のためには良いことではないかと思えます。

上月推進委員 これからも工期は続くのですか。

事務局 はい第5期まで予定されています。

| | |
|--------|---|
| 上月推進委員 | 今、耕作されている土地がなくなり、農業離れに繋がるのではないのでしょうか。 |
| 事務局 | 譲渡人は、申請地を現在は耕作されておりませんし、元々農地は所有されていますが耕作はされておりません。 |
| 井上推進委員 | 先ほど会長さんも水路のことを言われましたが、添付してある図面を見てもどこに設置するのか分かりません。現在の水路は水田に沿ってぐにゃぐにゃ通っています。過去にも氾濫したというようなこともありました。県道沿いの水田には今年は作付されていましたので、今後の計画等どうなっているのかなど話はされているのでしょうか。水路をどう設置するのでしょうか。 |
| 議長（会長） | 確かに水路が分かりにくいです。13 ページの図面ですが、赤い記の箇所は第3 工期で建設される場所です。その下の黒い部分は今後の計画部分になります。 |
| 事務局 | 水路についてですが、現在の流れがあります。既設の管を太くするとか、2 本を3 本にする等、大水が発生した際の対策は考慮されています。 |
| 議長（会長） | 1 筆が私都川に面しています。この辺りに大きな排水管を設置していただきたいと思いますが。 |
| 河村委員 | すみません。話の途中ですが、この問題は農業委員会だけの話ではありません。町当局とどう協議しているのでしょうか。排水の問題にしても団地化の問題にしても行政は承諾しているのでしょうか。 |
| 事務局 | 開発許可申請が提出してあると思いますが、確認を取りますので少しお待ちください。水利組合と農事組合の同意は得られています。 |
| 事務局 | お待たせしました。開発許可申請がしてあり、この転用許可と同時に許可見込みとのことでした。 |
| 議長（会長） | この案件は県の常設審議委員会にも提出されますので、もう少し水系が分かりやすい資料を提出してください。 |
| 事務局 | 分かりました。 |

| | |
|--------|--|
| 井上推進委員 | どこの実行組合と水利組合の同意が得られているのでしょうか。 |
| 事務局 | 郡家1部実行組合と安藤用水組合の同意が得られています。 |
| 議長（会長） | その他、質問意見はありませんか。忌憚のないご意見をお願いします。 |
| 委員一同 | （質疑なし） |
| 議長（会長） | この案件は面積が大きいので県の審議会に諮られます。水系のきちんとした資料がないと審議できませんので、詳しい資料作成をお願いします。 それでは意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。 |
| 委員一同 | （異議なし） |
| 議長（会長） | 異議なしということで申請どおり決定いたします。 以上で議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議を終わります。 続きまして日程第5 非農地証明につきまして審議を行います。受付番号6-1について事務局は説明をお願いします。 |
| 事務局 | 議案第3号 非農地証明について説明します。 これは農地法第2条第1項に規定する農地以外の土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。受付番号6-1について説明します。 土地の所在地 船岡殿地内 1筆 登記地目 畑 現況地目 原野 面積 363 m ² です。 場所につきましては、議案書の15ページから17ページに図面を付けています。理由につきましては、昭和年月日不詳より耕作はしておらず、現在は原野となっています。この農地は、農振農用地区域外の第2種農地であり、長期間耕作放棄されており農地としての利用が困難となっています。 現地確認を、谷尾委員、西村委員、山本推進委員にお願いしました。 |
| 議長（会長） | この件につきましては、10番谷尾委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。 |

| | |
|--------|--|
| 谷尾委員 | 10月3日、申請者に電話確認をしました。高齢で耕作をすることは困難ということです。西村委員、山本推進委員、事務局と4名で現地確認を行いました。県道沿いの山に接した土地です。熊笹が繁茂しており大木も4本程ありました。農地としての利用は困難であり非農地で問題ないと考えます。 |
| 議長（会長） | この件につきまして、質問意見はありませんか。 |
| 委員一同 | （質疑なし） |
| 議長（会長） | 意見が無いようですので、受付番号6-1について申請どおり決定してよろしいでしょうか。 |
| 委員一同 | （異議なし） |
| 議長（会長） | 異議なしということで、受付番号6-1について申請どおり決定いたします。 以上で議案第3号 非農地証明について審議を終わります。 続きまして、日程第6 議案第4号 農用地利用集積計画案の決定について、事務局は説明をお願いします。 |
| 事務局 | 議案第4号 農用地利用集積計画案の決定について説明します。 八頭町長から平成30年9月28日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。 議案書の18ページをご覧ください。 今月は中間管理事業分が更新1件、新規1件です。面積は田4,480㎡、畑6,032㎡、合計10,512㎡です。 すべて町の基本構想に適合する等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。 |
| 議長（会長） | 中間管理事業分 受付番号34-1、35-2について審議を行います。 この件に関して質問意見はありませんか。 |
| 委員一同 | （質疑なし） |
| 議長（会長） | 無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。 |
| 委員一同 | （異議なし） |

| | |
|--------|--|
| 議長（会長） | <p>異議なしということで中間管理事業分 34-1、35-2 について申請どおり決定します。</p> <p>以上で議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定についての審議を終了します。</p> <p>続きまして、日程第 7 議案第 5 号 農用地利用配分計画案について事務局は説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>議案第 5 号 農用地利用配分計画案について説明します。</p> <p>八頭町長より平成 30 年 9 月 28 日付けで農用地利用配分計画案について意見を求められているものです。</p> <p>整理番号 36-1、37-2 について説明します。</p> <p>先ほどの議案第 4 号の利用集積計画で、鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地 10,512 ㎡を借受け希望のありました地域の農事組合法人へ 6,032 ㎡、1 名の担い手へ 4,480 ㎡配分するものです。</p> |
| 議長（会長） | この件につきまして、意見質問はありませんか。 |
| 委員一同 | （質疑なし） |
| 議長（会長） | 無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。 |
| 委員一同 | （異議なし） |
| 議長（会長） | <p>異議なしということで、申請どおり決定します。</p> <p>以上で日程第 7 議案第 5 号 農用地利用配分計画案について審議を終了します。</p> <p>続きまして日程第 8 その他について事務局よりお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>●9 月委員会で審議した 5 条転用申請については、10 月 4 日付けで許可されました。</p> <p>●次回農業委員会は 11 月 12 日（月）13 時 30 分から船岡地区公民館 大集会室で開催します。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長（会長） | その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。 |
| 委員一同 | （なし） |
| 議長（会長） | 無いようですので、以上で第 7 回農業委員会を終了します。 |

終了 (15 時 00 分)